

# 広島県暴力団排除条例の概要

## 基本理念

この条例は、暴力団が県民の安全で平穏な生活及び社会経済活動の健全な発展に多大な悪影響を及ぼす存在であることを県民等及び関係機関等が共に認識し、相互に緊密な連携の下で一体となり、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本理念として制定されました。

## 条例の3本柱

### ①暴力団への利益供与等を行った者に対する調査、勧告及び公表（第19条）

暴力団への利益供与等を行うと、調査、勧告の対象となり、これに従わない場合は、公表されることとなります。暴力団に対し、みかじめ料や挨拶料の支払など利益供与をする行為や暴力団組長の襲名披露パーティーに会場を提供するなど、暴力団の活動を助長する行為が対象となります。

### ②入札参加資格業者等に関する知事への通報（第20条）

広島県の入札参加資格業者等が、暴力団員を経営、運営に関与させたり、暴力団員と頻繁にゴルフをするなど社会的に非難される関係を有したり、暴力団の維持、運営に協力した場合、知事に通報され、入札や補助金交付の対象から排除されるなどの措置がとられます。

### ③暴力団事務所へ青少年を立ち入らせる行為、事務所開設等の禁止（第22条、第24条）

暴力団員が、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせる行為が禁止され、違反した場合、中止命令が発出され、命令違反には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

また、学校施設等の周囲200mの区域内に暴力団事務所を設置、運営することが禁止され、違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

## 広島県暴力団排除条例に基づく勧告事例

### ☆暴力団への利益供与と認めた事例

番号	事案の概要
1	知り合いの暴力団組長にマンションを賃貸して、家賃、光熱費を請求しなかった。
2	暴力団が行う組行事に使用されると知って、車両を無償で貸し出した。
3	暴力団が使用する車両と知って、事業所の敷地を駐車場代わりに無償で提供した。
4	相手が暴力団員と知って、携帯電話機を無償で提供した。
5	月数万円を用心棒代として暴力団員に渡した。

### ☆暴力団の活動を助長し、又は運営に資する契約と認めた事例

番号	事案の概要
1	暴力団の組織名が印刷された挨拶状等の印刷物の納品契約をした。
2	暴力団が定期的に行っている会合と知って、弁当の納品契約をした。
3	暴力団の組織名が刺繍された作業着の製造、納品契約をした。